

国際仲裁、社会の変化にバーチャルリアリティで対応

- 国際紛争の仲裁地として好ましい場所として、ロンドンとシンガポールが初めて、首位を分け合いました
- 回答者の61%が仲裁廷における性別の多様性に何等かの進展がみられたと回答したのに対して、民族の多様性で進展がみられたと回答した人は31%にとどまりました
- 新型コロナウイルス感染症禍において、72%もの仲裁利用者がバーチャルヒアリングを利用したことがあると回答したのに対し、対面でのヒアリングを行うために期日を延期すると回答した人は16%にとどまりました

2021年5月6日...仲裁の分野では、新型コロナウイルスの世界的大流行以前から世界の変化への対応がなされてきましたが、コロナ禍で多くの側面において変化が加速されたことが、グローバルファームであるホワイト&ケースとロンドン大学クイーン・メアリー校国際紛争解決学部が共同実施し、本日公表した調査で明らかになりました。この調査は、1,200人以上の仲裁利用者の回答を基に国際仲裁に関する意見をまとめたものです。

ホワイト&ケースLLPの国際仲裁プラクティスグループのグローバルヘッドを務めるアビー・コーエン・スモウニーは、次のように述べています。

「国際仲裁の分野は、本来的にダイナミックです。その特徴である柔軟性と当事者自治の原則により、仲裁利用者のニーズに応じて進化し、適応することが可能です。近年は、多様性やテクノロジー、環境への配慮、情報セキュリティなどが変化の原動力として注目されてきました。さらに新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて、国際仲裁コミュニティにおいて、弁護士やクライアント、チームといった様々な当事者がバーチャル形式でヒアリングや会議、会合を行うことが突然に日常化しました」

ロンドン大学クイーン・メアリー校 商事法研究センター内 国際紛争仲裁学部副学部長のノラ・ギャラガーは、次のように述べています。

「2021年国際紛争仲裁調査『変化する世界に適応する仲裁』の結果を公表することができて大変うれしく思います。新型コロナウイルス感染症の世界的大流行下でこの調査を実施することは容易ではありませんでした。調査結果は、このような困難な時代に急速な変化が成し遂げられたという興味深い一面を浮き彫りにしました。収集したデータを最も良く反映するため、ホワイト&ケースの博士課程修了後研究員であるマリア・ファノウ博士およびホワイト&ケースチームと緊密に連携できて幸いでした。この調査結果が、仲裁コミュニティの方々によって、仲裁実務の変化の可能性が検討される際に役立つことを期待しています」

今回選ばれた仲裁地と将来の展望

望ましい仲裁地を選択する問いに対し、回答者の 54%がロンドンとシンガポールを選びました。その結果、シンガポールが初めて首位に並びました。調査結果から、アジア地域の主要仲裁地の人気が顕著に高まっていることが確認されました。中でも、シンガポールが 54%、香港が 50%となり、前回調査から支持率が顕著に上昇しました。

シンガポールは、2015 年調査で 4 位 (19%)、2018 年調査では 3 位 (39%) に位置していました。香港は、2015 年調査で 3 位 (22%)、2018 年調査では 4 位 (28%) でした。

ホワイト&ケースLLPのアジア・パシフィック地域国際仲裁グループ・ヘッドを務めるマシュー・シーコムは、次のように述べています。

「2018 年の前回調査以降、アジア地域の仲裁地が躍進していることは非常に前向きなことで評価しています。今回の調査でトップ 10 のうち 4 つをアジア地域が占めました。シンガポール国際仲裁センター (SIAC) や香港国際仲裁センター (HKIAC) といった確立された仲裁機関の存在が仲裁地としての発展を促進する鍵となったことが回答によって明白になりました。これらの仲裁機関によって共有された、アジアを仲裁のハブとして育成することへのコミットメントが実を結んでいるのは疑う余地がありません。また、一般社団法人日本商事仲裁協会 (JCAA) や大韓商事仲裁院 (Korean Commercial Arbitration Board : KCAB)、アジア国際仲裁センター (Asian Intentional Arbitration Centre : AIAC) などその他の仲裁機関が、アジアにおいてより強固な仲裁環境が整う兆しが見え始めていることを発信しつつ、その目標に向かって前進し続けていることも注目に値します」

今回の調査結果から、単独仲裁 (31%) に比べ、裁判外紛争解決 (Alternative Dispute Resolution : ADR) (59%) と組み合わせた国際的な仲裁がより強く志向されていることが明らかになりました。近年、ADR と組み合わせた仲裁への人気が高まる傾向がみられていたため、今回の結果はその傾向に沿ったものといえます。この 2 つの手続きを組み合わせる使用が望ましいと答えた回答者の割合は、2015 年調査で 34%、2018 年調査では 49%と過半数を下回っていました。

特定の種類の紛争においては、他の紛争解決手段が確立された実務となっていることが示されました。一例として、建設関連の紛争を経験したことがある回答者は、この分野では紛争裁定委員会と紛争審査委員会を用いることについて肯定的であると報告しました。

コロナ禍における仲裁実務の対応については、仲裁機関による「バーチャルヒアリングの管理・運営支援」を求める回答が目立ちました。

多様性

回答者の大多数 (61%) が性別の多様性に関して何らかの進展がみられたと答えていますが、この結果は他の多様性分野とは対照的なものとなっています。地理、年齢、文化、民族の多様性に関しては、ここ数年で進展があったと肯定的に回答した人は 3 分の 1 未満でした。

民族の多様性は、引き続き改善の必要性があると回答者が認識している分野です。2018年調査結果では、民族の多様性は他の4つの多様性の分野に大きく遅れをとって、今回の調査でも進展があったと答えたのは回答者の31%にとどまりました。

回答者は、仲裁廷における多様性の向上には、当局および仲裁機関（59%）、顧問と当事者（46%）双方による仲裁人の指名が重要である強調しました。

ホワイト&ケースLLPのパートナーであるクリア・コネランは次のように述べています。

「コロナ禍には、多様性の促進にとってよいことと悪いことが混在しているというのが一般的なコンセンサスになっています。よいこととは、オンライン形式の会議やヒアリングへの移行で、過小評価されている集団に属する実務家や国際紛争分野で知名度が低い法域に属する実務家の認知度を向上させる新しい機会を創出する可能性があります。一方、一部の回答者は、法廷のメンバー間で対面会議ができないことにより、法廷メンバーと既知の間柄にあり、定評のある、知名度の高い候補者を選ぶ傾向が強まった可能性がある」と推測しています」

テクノロジーの活用

コロナ禍は、国際仲裁コミュニティに多くの課題を突き付けましたが、他方で情報技術の活用がギャップを埋め、新しい環境に順応する実務も可能にしました。

バーチャルヒアリングの使用が爆発的に増加しました。回答者の72%は、「頻繁に」、「常時」とまでは言えないとしても、「時々」、バーチャルヒアリングを用いていると回答しています。これは2018年調査とは対照的です。2018年調査では、回答者の64%が「バーチャルヒアリングを利用したことがない」と回答し、「めったに使用しない」という回答も14%ありました。今回の調査結果によれば、対面でのヒアリングが行えない場合、回答者の79%が「バーチャルヒアリングを採用してスケジュールどおりに進めること」を選択しています。「対面でのヒアリングが開催できる時期まで延期する」と答えたのはわずか16%でした。

回答者は今後もバーチャル環境を活用した対応を続けたいとする一方で、対面よりもバーチャルのヒアリングを主体にしたいと答えた人はわずか8%にとどまりました。対面でのヒアリングを選ぶと答えた人は45%、対面とバーチャルの組み合わせを選ぶと回答した人は48%でした。

2018年以降、人工知能（AI）の使用が大幅に増加していますが、その採用については他のテクノロジーに遅れをとっています。回答者の35%はAIを「全く使用したことがない」、24%はAIを使用したことが「ほとんどない」と回答しています。AIを「頻繁に」または「常時」使用していると回答したのはわずか15%でした。

持続可能性と情報セキュリティ

回答者は、国際仲裁による環境への負荷を軽減するために最も多く使用したことがある手段として「電話会議、ビデオ会議、またはバーチャルヒアリングを用いた手続き」（53%）を挙げ、対面で

はなくバーチャルでの手続きを選択することによる国際仲裁における環境への負荷を軽減できると理解していることが示されています。

環境に配慮した取り組みの必要性に対する認識が高まっているようです。しかし、環境への影響の軽減は、仲裁手続きにおいて歓迎すべき側面効果であって、それ自体が優先事項ではないというのが、回答者から得た総合的なメッセージでした。

情報セキュリティに関して、利用者はデータ保護の課題や規制が仲裁に影響を与える可能性があることを一般的に認識しているものの、その影響の範囲と大きさについては皆が理解しているわけではありません。回答者の 34%は、データ保護の課題と規制は「現時点ではその影響は限られているが、今後増加する可能性が高い」と予測しています。また、サイバーセキュリティの課題へのさらなる取り組みも必要とされています。過去 3 年間に半数以上の案件でサイバーセキュリティ対策が講じられていたと回答した人は 27%にすぎませんでした。

調査報告は以上になります。

調査について

本調査は、2020 年 10 月から 2021 年 3 月までの期間に、マリア・ファノウ博士（ロンドン大学クイーン・メアリー校商事法研究センター内国際紛争仲裁学部 ホワイト&ケース博士課程修了後研究員）と、ノラ・ギャラガー（ロンドン大学クイーン・メアリー校商事法研究センター内国際紛争仲裁学部副学部長）によって実施されました。

本調査は、定量的調査による第 1 フェーズと定性調査による第 2 フェーズの 2 段階で行われました。フェーズ 1 では、2020 年 10 月 8 日から 2020 年 12 月 21 日までの期間に、31 の質問からなるオンライン形式のアンケートを実施し、1,218 人から回答を得ました。回答者の内訳は、弁護士（個人実務家）（43%）、フルタイム仲裁人（15%）、組織内弁護士（民間企業）（7%）、組織内弁護士（政府または州の機関）（2%）、「仲裁人と弁護士を同等の割合で兼務する者」（11%）、仲裁機関職員（5%）、その他（17%）となっています。

フェーズ 2 では、2020 年 11 月初めから 2021 年 3 月初めにかけて実施し、所要時間 10 分～110 分のビデオまたは電話によるインタビューを 198 件行いました。インタビュー対象者の所在地は、全大陸（南極大陸を除く）の 39 カ国 53 都市に及びました。インタビュー対象者の範囲にはすべての多様性の分野が反映されています。

本調査において、裁判外紛争解決（ADR）は審判・紛争委員会・専門家による決定・調停・交渉を含みますが、訴訟・調停は含みません。

ホワイト&ケースについて

ホワイト&ケースは、世界 30 カ国 44 拠点を擁する国際的な法律事務所です。米国系法律事務所として早くから国際化を果たし、国境を越えた経済活動において求められるすべての法域に関して助

言を提供しています。世界各地に所在する拠点を統合したグローバルネットワークの提供する価値と、各地域に米国法、英国法および現地法の弁護士等を擁する体制に基づく国際的法務業務への対応力に対し、クライアントから高い評価を得ております。ホワイト&ケースの国際紛争解決プラクティスは特に高い評価を得ています。

ロンドン大学クイーン・メアリー校について

ロンドン大学のクイーン・メアリー校 (Queen Mary, University of London : QMUL) は、英国有数の大学です。ロンドン大学の主要な構成校の同校には 162 カ国から 28,000 人以上の学生が在籍しています。1985 年、同校の商事法研究センター (Centre for Commercial Law Studies : CCLS) 内に国際仲裁学部 (School of International Arbitration : SIA) が設立されました。同学部は、国際紛争解決分野で世界トップクラスの大学院教育研究センターとして広く認知されており、国際紛争解決の研究・教育の機関として毎年、仲裁に関心のある優秀な学生を世界中から集めています。多くの卒業生は、活動家や企業内弁護士、学者、仲裁人として世界中の仲裁業務に携わっているほか、国連国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL) や世界銀行、国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) などの国際機関に勤務あるいは主要な仲裁機関で業務に従事しています。SIA の詳細は、[website](#) (英文) をご覧ください。

問い合わせ先:

Victoria Marnoch / Joe Lightfoot (Brands2Life)
white&case@brands2life.com
02075921200